

京都市立小学校条例の一部を改正する条例（平成22年12月22日条例
第45号）（総合教育センター東山区南部小中一貫校開設準備室）

京都市立一橋小学校，京都市立月輪小学校及び京都市立今熊野小学校
を統合し，現在の京都市立一橋小学校の敷地に，新たな小学校の施設を
整備するため，当該小学校の施設の供用を開始するまでの間，次のとお
り京都市立一橋小学校の位置を変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
京都市東山区本町通10丁目東入 下池田町527番地	京都市東山区翰町通正面下る上堀 詰町272番地の1

この条例は，平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年12月22日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 45 号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市東山区本町通10丁目東入下池田町527番地」
を「京都市東山区鞠町通正面下る上堀詰町272番地の1」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(総合教育センター東山区南部小中一貫校開設準備室)